

平成31年3月19日
航空局交通管制企画課

管制業務等に従事する職員に対する飲酒対策について

パイロットと直接やりとりを行い航空の安全を担う航空管制官等について、本年4月1日よりアルコール検知器を用いた飲酒対策を実施します。

国土交通省航空局では、定期航空運送事業者のパイロットの飲酒問題等を踏まえ、航空機と直接交信を行い航空の安全を担う航空管制官等について、以下のとおり、ストロー式検知器によるアルコール検査を実施します。なお、本年2月より既存の吹掛式検知器を用いた検査を暫定的に実施しておりましたが、今般、ストロー式検知器等の準備が整うことから、4月1日より実施することとしたものです。

1. 対象者

管制業務等（詳細については別紙参照）に従事する職員（航空管制官、航空交通管理管制官、航空管制運航情報官、航空管制通信官）

2. アルコール検知器を使用した確認等

(1) アルコール検査の義務化

- 管制業務等の業務開始前にアルコール検査を実施
- アルコールが検知された場合は管制業務等に従事させない
- 検査時の管理職員の立ち会い
- 一定の呼気量によりアルコール濃度を数値で表示可能な機器（ストロー式）の使用
- 検査結果（日時、名前、数値等）の記録・保存

(2) アルコール教育の実施

(3) 監査の実施

3. 適用開始

平成31年4月1日より適用

問い合わせ先：
国土交通省航空局交通管制部交通管制企画課
課長補佐 真面（51112）
専門官 江村（51113）
電話：03-5253-8111
FAX：03-5253-1664
直通：03-5253-8739（交通管制企画課）